

令和8年度貝毒検査結果

結果判明日	採取日	種類	地区	麻痺性貝毒	下痢性貝毒
5月12日	4月28日	チョウセンハマグリ	九十九里	不検出	-
5月7日	4月23日	チョウセンハマグリ	九十九里	不検出	不検出
5月1日	4月22日	アサリ	木更津北部	-	不検出
4月28日	4月20日	アサリ	木更津南部	-	不検出
4月28日	4月20日	ホンビノスガイ	千葉北部	不検出	不検出
4月23日	4月15日	アサリ	富津	不検出	不検出
4月22日	4月14日	マガキ	木更津北部	不検出	不検出
4月22日	4月14日	イワガキ	九十九里	不検出	不検出
4月22日	4月14日	イワガキ	九十九里	不検出	不検出
4月22日	4月14日	イワガキ	九十九里	不検出	不検出
4月22日	4月14日	マガキ	富津	不検出	不検出
4月16日	4月8日	アサリ	木更津南部	不検出	不検出
令和8年4月16日	4月8日	アサリ	木更津北部	不検出	不検出

注1) 不検出とは、試験方法で正確に定量できる最低濃度未満のことをいい、麻痺性貝毒の検出限界は2.0MU/gである。

注2) 麻痺性貝毒の検査は「貝毒の検査法等について」(昭和55年7月1日付け環乳第30号厚生省環境衛生局乳肉衛生課長通知)に定める方法による。

注3) 下痢性貝毒の検査は「下痢性貝毒(オカダ酸群)の検査について」(平成27年3月6日付け食安基発0306第5号、食安監発0306第3号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長連盟通知)に定める方法による。

注4) 可食部について検査を実施した。

注5) 表中の - は検査を行わなかったことを示す。

注6) 検査実施機関: 一般財団法人 東京顕微鏡院